

肥料登録証を滅失又は汚損した場合の手続き

宮城県農政部
みやぎ米推進課環境対策保全班

肥料登録証を滅失又は汚損した場合に必要な書類については、次のとおりです。

	提出書類等	提出部数
<input type="checkbox"/>	肥料登録証再交付申請書	1部

様式第7号（日本工業規格A4）

肥料登録証再交付申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

申請書に記載した年月日を記入してください。

宮城県知事 村井嘉浩 殿

住所 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇-〇

氏名 宮城肥料株式会社
代表取締役 宮城 太郎

「滅失」と「汚損」のうち、該当する方を残し、
該当しない方は、削除または取り消し線を引いてください。



下記の登録証を滅失 ~~汚損~~ したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

1 登録番号
宮城県第〇〇〇号

1~6の項目については、登録申請時の「肥料登録申請書」に記載したとおりの内容を記載してください。

2 登録年月日
平成/令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 登録の有効期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 肥料の種類
副産石灰肥料

5 肥料の名称
あおば副産石灰1号

6 保証成分量その他の規格

保証成分量(%) アルカリ分 50.0

その他の規格 含有を許される有害成分の最大量(%)
アルカリ分の含有率1.0%につき
ニッケル 0.01
クロム 0.1
チタン 0.04
最大限量
ニッケル 0.4
クロム 4.0
チタン 1.5